

シンガポール市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

シンガポール市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務

2 業務の目的

スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会（以下「委託者」という。）では、「雪の街の魅力」と「国際観光都市の魅力」が融合した、札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加等による冬の観光消費拡大を図ることを目的として、様々な取組を進めている。

本業務では、この取組の一環として、シンガポール市場において札幌のスノーリゾートプロモーションや市場調査を行うことで、スキーなどの雪体験を目的とするシンガポールからの観光客を増加させていくことを目的とする。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）までの間の所定の日

4 予算規模（契約限度額）

3,731,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ この金額は提案の募集上限額であり、契約予定額ではありません。

5 業務内容

詳細は、別紙「シンガポール市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務仕様書」のとおりとする。なお、業務内容は、契約候補者との協議によって変更する場合がある。

6 企画提案を求める事項

以下の項目を含み、別紙の仕様書に記載された内容を満たす提案をすること。

(1) B to C プロモーションの提案

ア ターゲットや手法など、具体的なプロモーション内容を示すこと。

イ イベントの企画、運営、必要な備品手配、造作及び撤収に関する業務をどのように行うか具体的に示すこと。

ウ 効果的にアンケート収集ができるような取組内容を具体的に示すこと。

(2) BtoBプロモーションの提案

ア 現地旅行事業者等へのセールスコールや、商品造成の支援について、具体的な内容と手法を示すこと。

イ セールスコールの実施後に発生した問い合わせへの対応方法や、誘客への効果検証方法を示すこと。

(3) 冬期における旅行商品の造成

ア プロモーションに先立ち、冬期の旅行商品をどのように造成するか具体的に示すこと。

イ テストマーケティングの結果を踏まえた改善方法や、改善後の販売計画を示すこと。

(4) 各取組がもたらす効果

上記(1)～(3)の取組がもたらす短期的・長期的な効果を具体的に示すこと。

(5) 指標の設定等

本業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標及び具体的な測定方法・時期を示すこと。

(6) 業務全体の運営

業務を円滑に進めるための実施体制（総括責任者、従事予定者、体制図、従事者の知見・専門性、過去の実績など）とスケジュールを明示すること。

(7) 費用の妥当性

業務に必要な経費の総額と内訳がわかる見積書を提示すること。

7 参加資格要件

以下の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、そのほかの使用人として使用するものではないこと。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「広告業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局長理事決裁）に基

づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員が同時に参加していないこと。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

- ・ 企画提案の公募開始
令和7年9月10日（水）
- ・ 質問受付期限
令和7年9月16日（火）12時必着
- ・ 参加意向申出書及び企画提案書等提出期限
令和7年9月24日（水）12時必着
- ・ 実施委員会による書面審査
令和7年9月下旬
- ・ 提案者への選定結果の通知
令和7年9月下旬～10月初旬
- ・ 契約締結
令和7年10月初旬

(2) 提出書類

以下の書類を、令和7年9月24日（水）12時までに、スノーリゾートシティ SAPPORO推進協議会事務局（札幌市観光・MICE推進部観光・MICE推進課内）へ持参又は郵送（書留郵便など配達状況を確認できるもの）で提出すること。なお、FAXでの受付は不可とする。

- ・ 参加意向申出書（様式1） 1部
- ・ 企画提案書及び見積書（様式自由、A4、両面使用）
正本（提案者の団体名称を記載） 1部
副本（提案者の団体名称が記載されていないもの） 8部
- ・ 上記書類のPDFデータ（メールによる提出） 1部

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式2）に簡潔な要旨を記入し、電子メールで送信すること。質問を受けた場合は、質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、令和7年9月18日（木）までに質問・回答の内容を札幌市ホームページで公表する。

- ・ 質問受付期限：令和 7 年 9 月 16 日（火）12 時必着
- ・ 送付先電子メールアドレス：kanko@city.sapporo.jp

※ メールタイトルは「（団体名）【シンガポール市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務】質問書」としてください。

(4) その他の留意事項

- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
- エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 審査の公正を期するため、副本の企画提案書及び見積書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。
- カ 提出された企画提案書等は、差替えや変更を行うことは原則できない。
- キ 委託者が選定にあたり必要と認めるときは、追加で書類の提出を求めることがある。

9 選定方法

参加資格を満たす提案者について、シンガポール市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別途定める「評価項目及び評価基準表」に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会における書面審査の実施

実施委員会による書面審査を行い、契約候補者を選定する。

(3) その他

- ア 審査は、提出された企画提案書による書類審査を基本とするが、提案受付後、内容について事業者に説明を求めることがある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- ウ 合計評価点の最低基準点を 60 点（満点の 6 割）と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としなない。
- エ 提案者が 1 事業者の場合は、実施委員会において審査し、最低評価基準点（60 点）を超える場合に契約候補者とする。
- オ 最も点数が高い同点の提案者が 2 事業者以上あった場合、実施委員会の審議により契約候補者を選定する。

10 契約

- ・ 本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定するため、企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。
- ・ また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。
- ・ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌

日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 委託者が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を委託者が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、委託者に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 問い合わせ先

担当：スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会 内潟・長町

住所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階

（札幌市経済観光局観光・MICE推進課内）

電話：011-211-2376

E-mail：kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合には優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
B to C プロモーション	● シンガポール市場の特性を十分に分析し、なぜそのターゲットと手法が適切なのか、具体的な数値等を明示した説得力のある提案であるか。	2	25
	● より多くの方が札幌のスノーリゾートに興味を持ってもらえるような、ユニークかつ魅力的な企画内容となっているか。	2	
	● 効果的で具体的なアンケート収集方法が提案されているか。	1	
B to B プロモーション	● 現地旅行事業者等との連携を深めるための具体的なセールスコールや商品造成支援の方法が示されているか。	3	25
	● プロモーション実施後に、誘客への効果をどのように測定・検証するかの方法が、客観的で妥当なものか。	2	
冬期における 旅行商品の造成	● シンガポール市場のニーズに合わせた旅行商品をどのように企画・造成するかのプロセスが明確か。	2	20
	● テストマーケティングの結果をどのように分析し、それに基づいてどのように商品の改善と販売計画を立てるのか、そのプロセスに説得力があるか。	2	
指標の設定等	● 業務の目的達成に向けて妥当な事業指標や成果指標が設定されているか、また、目標値が現実的且つ達成可能であり、その測定方法と時期が具体的か。	2	10
業務全体の運営	● 業務を円滑に進められる体制が整っているか。 ● 各フェーズの日程が無理なく、実現可能なスケジュールになっているか。	2	10
費用の妥当性	● 提示された見積額が、業務内容と適正に対応しているか。 ● 限られた予算の中で、最大限の効果が見込めるようなコストパフォーマンスの高い提案になっているか。	2	10
		合計	100